

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 3 6 号
件 名	新潟市民病院の医師の勤務実態調査と三六協定の遵守を求めることについて
要 旨	<p>6月1日の新聞、テレビに「自殺の新潟市民病院医師 労基署が労災認定」と大きく報道されており、新潟市民病院に命を預けている患者の1人として涙がとまりません。</p> <p>患者の命を守ってくれる立場の医師が、苛酷な勤務体制の中で苦戦、苦闘していた姿を思うとやるせない気持ちになると同時に、管理者の医師に対し深い憤りを感じ、人間として、また医師として失格であると思います。</p> <p>特に人の命を守る立場の医師が、労災認定されみずから命を落とされる、本当に上司の医師の愛情のなさや労災管理のずさんさを強く感じ得ません。</p> <p>昨今、日本を代表する電通等で、苛酷で劣悪な労働環境の中でみずから命を落とす人が散見されます。</p> <p>新潟市民病院の医師の場合も、電通とうり二つと推定できます。</p> <p>労働基準法第1条は、労働者が人たるに値する生活を営む権利を保障するために、労働基準法第36条で法定労働時間（1日8時間、週40時間）の遵守を規定している。</p> <p>しかし、このたびの新潟市民病院の事件は法を無視し、人類愛に欠ける出来事であり、再発防止のために、実態調査を求めたく陳情いたします。</p>
付 託 年月日 委員会	平成 29 年 6 月 22 日 市民厚生常任委員会
受 理	平成 29 年 6 月 13 日 第 1 0 2 号